

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱

令和4年9月1日 こども家庭局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の負担を軽減し、子どもの進路選択の幅を広げるため、高校生等の通学定期券の購入に要する経費について予算の範囲内で補助することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高校生等 16歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれの者のみ16歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の4月1日から18歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれの者のみ18歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の3月31日までの間にある者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校に在学する者

イ 法第1条に規定する高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでの者

ウ 法第124条に規定する専修学校の高等課程に在学する者（法第1条に規定する高等学校を卒業した者を除く。）

エ 法第134条に規定する各種学校で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を専ら対象とするものに在学する者

(2) 高等学校等 高校生等が在学する学校をいう。

(3) 公共交通 新幹線を除く鉄道、バス、ポートライナー、その他市長が認めた公共交通機関をいう。

(4) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通を利用する高校生等に対して、鉄道事業者又はバス事業者等が1箇月以上の一定期間を利用単位として発行する券（携帯情報端末等で利用できるアプリケーションにおいて取り扱う定期券等を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たす者（以下「対象高校生等」という。）の保護者（法第16条に規定される者をいう。以下本要綱において同じ。）とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 通学定期券を利用する高校生等に該当すること（交付の申請を行う日から12か月前

までの間に該当していた場合を含む)

- (2) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係者ではないこと

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住民基本台帳法の規定に基づき神戸市の住民基本台帳に登録されている対象高校生等が住民基本台帳上の神戸市内の住所から高等学校等への通学のために購入した通学定期券の経費とする。通学定期券については、その経路が最も経済的かつ合理的と認められるもの且つ往路及び復路において同一のものに限る。

2 補助対象経費は、神戸市内に所在する高等学校等へ通学する対象高校生等(以下「市内通学者」という。)と神戸市外に所在する高等学校等へ通学する対象高校生等(以下「市外通学者」という。)について各号のとおりとする。また、補助対象経費の計算は通学定期券1枚ごとに行い、複数枚あるときはそれらを合計した金額を補助対象経費とする。

(1) 市内通学者 当該補助金の交付を受けようとする年度(毎年4月1日から翌年3月31日。以下同じ。)の4月1日から3月31日までの間に購入したものに限り。ただし、別表1の事由に該当する場合は、別表1右欄によって算出した額とする。

(2) 市外通学者 有効期間の始期が、当該補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から3月31日までの間のものに限る。ただし、別表2の事由に該当する場合は、別表2右欄によって算出した額とする。

3 鉄道の利用に係る特急料金は、補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおり対象高校生等ごとに算出するものとする。

(1) 市内通学者 前条第2項第1号に定める補助対象経費の額から次項に掲げる額を控除した額とする。

(2) 市外通学者 前条第2項第2号に定める補助対象経費から144,000円及び次項に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、別表2の第2項から第4項のいずれかに該当するときの補助金の額は、前条第2項第2号に定める補助対象経費から、別表2の第2項から第4項に基づき算出対象期間から除かれる期間を除いた月数に12,000円を乗じた額及び次項に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、対象高校生等一人当たりの補助限度額は、一年度につき30万円とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の補助金の額の算出において補助対象経費から控除する額は、次のとおりとする。

(1) 紛失等の理由により同一の公共交通について通学定期券を重複して購入した期間がある場合においては、先に購入した通学定期券について重複する期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(2) 学校教育法施行規則（以下「省令」という。）第 92 条（省令第 113 条による準用する場合を含む。以下同じ。）等に規定される転学、住民基本台帳法第 23 条の転居、又は自宅と高等学校等との間の通学区間の経路の変更をした場合においては、次に掲げる額。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

ア 自宅から転学前の高等学校等までの通学区間の経路、転居前の住所からの通学区間の経路又は経路の変更の前日までの経路にかかる通学定期券について、転学の日、転居の日又は経路の変更の日以後の期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額

イ 自宅から転学後の高等学校等までの通学区間の経路、転居後の住所からの通学区間の経路又は経路の変更の日以後の経路にかかる通学定期券について、転学の前日、転居の前日又は経路の変更の前日までの期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額

（交付申請）

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 3 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下本要綱において同じ。）によって、当該補助金の交付を受けようとする年度の 1 月 4 日（1 月 4 日が神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月 28 日条例第 28 号）第 2 条に定める本市の休日に該当する場合は、本市の休日の翌日とする。）から翌年度 4 月の第 2 金曜日までの間に、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（市内通学者は様式第 1 - 1 号、市外通学者は様式第 1 - 2 号）

(2) 補助対象経費にかかるすべての通学定期券の写真。ただし、次のアイをともに満たす場合には、申請しようとする通学定期券のうち、通学定期券の購入区間ごとに有効期間が最も新しい通学定期券の写真を提出することとし、その他の通学定期券の写真的提出を省略することができる。

ア 省令第 92 条等に規定される転学、住民基本台帳法第 23 条の転居、又は自宅と高等学校等との間の通学区間の経路の変更がない場合。

イ 通学定期券の購入区間ごとに、購入期間の種別及び金額がすべて同一である場合。

(3) 高等学校等が対象高校生等に対して発行する学生証の写真又は交付申請の日において発行から 3 か月以内の在学証明書

(4) その他市長等が必要と認める書類

2 前項第 2 号但し書きにより提出を省略した通学定期券の写真について、申請者は、前項の申請期間の初日を含む年度の翌年度末日まで保存しなければならない。

3 前 2 項の規定について、災害その他市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、書面又は電磁的

記録により、次に掲げる書類をもってすみやかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、書面又は電磁的記録により、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の電磁的記録による通知は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条第1項による補助金の交付決定後、すみやかに申請者の振込指定口座に補助金を支払うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、補助金規則第9条による申請の取下げをするときは、市長に補助金交付申請取下届出書（様式第4号）を提出することにより申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の返還）

第10条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更をしようとするとき、第3条に定める補助対象者ではなくなったとき、市内通学者においては、別表1の第2項、第4項、第6項及び第7項並びに省令第92条等に規定される転学のいずれかの事由が発生したとき、市外通学者においては、別表2の第2項、第4項、第6項及び第7項並びに省令第92条等に規定される転学のいずれかの事由が発生したとき（第4項及び第7項については、18歳に達する日の属する年度の3月1日以降に修了をしたときを除く。）は、補助金返還事由申出書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申し出があったときは、既に補助金を交付している場合においては、第5条の規定を準用して算出する相当額について、補助金返還請求通知書（様式第6号）により補助金の返還を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分につ

いて既に補助金を交付しているときは、市長は、期日を定めて返還を命ずるものとする。

3 第1項の規定により交付決定の取消しを行った者に対しては、市長は、当該決定以降、本補助金の申請を受け付けないことができる。

(必要な調査等)

第12条 市長は、地方自治法第221条第2項に基づき、必要な限度において、第8条の補助金の交付を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(補助対象経費)

1 第4条第2項に、「4月1日から3月31日までの間のもの」とあるのは、令和4年度に限り「令和4年9月1日から令和5年3月31日までの間のもの」と読み替える。なお、有効期間の始期が9月1日以前のもので有効期間が9月1日以降にまたがるものは、令和4年度の補助対象とする。

(補助金の額)

1 第5条第1項中「144,000円」とあるものは、令和4年度に限り「84,000円」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(補助対象経費)

1 第4条第2項第1号に「当該補助金の交付を受けようとする年度(毎年4月1日から翌年3月31日。以下同じ。)の4月1日から3月31日までの間に購入したものに限る。ただし、別表1の事由に該当する場合は、別表1右欄によって算出した額とする。」とあるものは、令和6年度に限り次のとおり読み替えるものとする。

「次のとおり算出した額を合計して得た額とする。

ア 有効期間の始期が令和6年4月1日から8月31日までの間のもの。ただし、附則別表1の事由に該当する場合は、附則別表1第一欄によって算出した額とする。

イ 令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間に購入したもの。ただし、附則別表1の事由に該当する場合は、附則別表1第二欄によって算出した額とする。」

(補助金の額)

1 第5条第1項第1号に「前条第2項第1号に定める補助対象経費の額とする。」とあるものは、令和6年度に限り次のとおり読み替えるものとする。

「次のとおり算出した額を合計して得た額とする。

ア 前条第2項第1号(ア)に定める補助対象経費から60,000円及び次項に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。ただし、附則別表1第一欄の第2項から第4項のいずれかに該当するときの補助金の額は、前条第2項第1号(ア)に定める補助対象経費から、附則別表1第一欄の第2項から第4項に基づき算出対象期間から除かれる期間を除いた月数に12,000円を乗じた額及び次項に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 前条第2項第1号(イ)に定める補助対象経費の額から次項に掲げる額を控除した額。」

(交付申請)

1 第6条第1項第1号に「様式第1-1号」とあるものは、令和6年度に限り「附則様式第1号」と読み替えるものとする。

(補助金の返還)

1 第10条第1項に「別表」とあるものは、令和6年度に限り「附則別表1及び別表2」と読み替えるものとする。

附則別表 1

項	事由	補助対象経費の算出方法	
		第一欄 (有効期間の始期が令和 6年4月1日から8月31 日までの間の通学定期 券)	第二欄 (令和6年9月1日から 令和7年3月31日まで の間に購入した通学定期 券)
1(1)	有効期間が年度をまたぐ 通学定期券又は有効期間 の始期が令和6年8月31 日以前で有効期間の終期 が同年9月1日以降の通 学定期券を購入したとき	令和6年4月1日から8 月31日までの期間を算出 対象期間とし、その期間に 係る経費を補助対象経費 とする。	18歳に達する日の属する 年度にある対象高校生等 は、令和7年3月31日 までの期間に係る経費を 補助対象経費とする。
1(2)	令和6年8月31日以前 に購入した通学定期券の うち有効期間の終期が同 年9月1日以降であると き	—	有効期間の始期又は令和 6年9月1日のいずれか 遅い日から有効期間の終 期までの期間にかかる通 学定期券の購入に要する 経費を日割りにより計算 した額を補助対象経費と する。 また、18歳に達する日の 属する年度にある対象高 校生等は、令和7年3月 31日までの期間に係る経 費を補助対象経費とする。
2	生活保護法、神戸市ひと り親家庭高校生等通学定 期券補助制度その他の法 令、補助制度等により通 学定期券の購入に要する 経費にかかる補助金等が 交付されるとき	当該交付を受ける月を除 いた期間を算出対象期間 とし、その期間に係る経費 を補助対象経費とする。	当該交付を受けた通学定 期券は、当該交付の期間に 係る経費を除いた額を補 助対象経費とする。
3	対象高校生等が住民基本 台帳法第22条に規定さ	転入をした日の属する月 の翌月からを算出対象期	転入をした日以降の期間 に係る経費を補助対象経

	れる転入をし、転入届を神戸市長に届け出たとき	間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、16歳に達する日の属する年度の4月末日までに転入及び入学をしたときは、その4月も算出対象期間に含める。	費とする。
4	対象高校生等が住民基本台帳法第24条に規定される転出届を神戸市長に届け出て、転出をしたとき	転出をした日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。	転出をした日の前日以前の期間に係る経費を補助対象経費とする。
5	対象高校生等が省令第90条（省令第179条により準用する場合を含む。）、第110条、第181条等に規定される入学をしたとき	入学をした日の属する月の翌月からを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、16歳に達する日の属する年度の4月末日までに入学をしたときは、その4月も算出対象期間に含める。	入学をした日以降の期間に係る経費を補助対象経費とする。
6	対象高校生等が省令第94条（省令第113条及び第179条により準用する場合を含む。）、第181条等に規定される休学又は退学をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・休学をした日の属する月から休学を終え復学した日の属する月までを除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。 ・退学をした日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休学をした日から休学を終え復学した日の前日までを除いた期間に係る経費を補助対象経費とする。 ・退学をした日までの期間に係る経費を補助対象経費とする。
7	対象高校生等が省令第96条（省令第113条による準用する場合を含む。）、第183条の2等に規定さ	修了した日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。	修了した日までの期間に係る経費を補助対象経費とする。

	れる高等学校等の全課程の修了をしたとき		
8	対象高校生等が省令第92条（省令第113条による準用する場合を含む。）等に規定される転学をしたとき	転学をした日の属する月を除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。	—
9	対象高校生等が通信制の課程に在学するとき	当該補助金の交付を受けようとする通学定期券の有効期間にかかるすべての月において、在学する高等学校等へ12日以上通学する場合、その購入に係る経費を補助対象経費とする。	当該補助金の交付を受けようとする通学定期券の有効期間にかかるすべての月において、在学する高等学校等へ12日以上通学する場合、その購入に係る経費を補助対象経費とする。

・日割りにより求める。

・計算に関して1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

神戸市長 宛

神戸市高校生等通学定期券補助金交付申請書

申請者（保護者）

住所	〒			
フリガナ				高校生等との続柄
名前				
生年月日	年	月	日	
電話番号				
メールアドレス				

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱第6条の規定に基づき、本書のとおり申請します。

申請にあたり、下記の6つの項目に同意・宣誓します。（申請書を提出した時点で、同意・宣誓したものとみなします。）

- 申請資格の確認のため、申請者及び対象となる高校生等に関する住民登録、ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金の受給状況、生活保護受給状況に関する記録を市が確認すること
- 市が高等学校等に内容確認を行うこと
- 福祉乗車証や特別支援教育就学奨励費等で、通学費にかかる支援を受けていないこと
- 利用交通機関に払い戻し情報の開示を求めること
- 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、全額を返還すること。また、市がその後の申請を受け付けないこと
- 1年間の通学定期を購入後、まとめて申請すること。また、市が交付決定後の追加申請を受け付けないこと

対象の高校生等

フリガナ				
名前	生年月日	年	月	日
学校名	通信制高校とサポート校・技能提携校の両方に在籍している場合は、下記もご記入ください。 サポート校等の名称： サポート校等の所在地（市区町村名）：			
学校種別 を選択し てください	<input type="checkbox"/> ①高等学校（全日制・定時制） <input type="checkbox"/> ②高等学校（通信制） <input type="checkbox"/> ③高等専門学校（第1学年～第3学年） <input type="checkbox"/> ④中等教育学校（後期課程） <input type="checkbox"/> ⑤専修学校（高等課程） <input type="checkbox"/> ⑥外国人学校			
住所	保護者の住所と異なる場合に記入してください。 〒			

補助金振込先（申請者（保護者）の口座に限る）

金融機関名			銀行		支店・支所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> その他（	）
口座名義(カタカナ)			口座番号		

提出書類の確認（申請前に提出書類がそろっているか確認してください。）

- 高等学校等が対象高校生等に対して発行する学生証と、申請を行う定期券のうち通学定期券の購入区間ごとに有効期間が最も新しい定期券**
 ただし、下記①または②に当てはまる場合は、対象期間の全ての定期券の添付が必要です。対象期間の全ての定期券を添付する場合は、学校が通学区間を確認した書類は必要ありません。
 ①転居・転学した場合や、通学経路を途中で変更した場合
 ②同じ交通機関・区間であっても、定期券の購入期間の種別（1・3・6か月・1年等）や定期券の金額に変更がある場合※
 ※学期定期利用の場合は、定期券の金額に変更がある場合となります。

【質問1】対象期間中の、対象となる高校生等の状況についてお答えください。

①転入・転出、市内転居、入学・修了(卒業)、転学・休学・退学、経路変更 ②他の制度で当該定期券の経費について、支援・補助を受けている ③通信制高校に通学 のいずれかに該当しますか？

(該当する項目にチェックしてください)

- 該当しない
 該当する (該当する にチェックした方は、(1)へ)

【質問2】質問1で該当するにチェックをした方のみお答えください。

(1) 以下の項目で該当するはありましたか？
 (該当する項目にチェックして、その時期を記入してください。)

- 神戸市への転入 年 月 日
 神戸市から転出 年 月 日
 神戸市内での転居 年 月 日
 転居前の住所 _____
 入学 年 月 日 ※入学日は「入学式」の日ではありません。
 修了(卒業) 年 月 日 ※修了(卒業)は「卒業式」の日ではありません。
 転学(転入学・編入学)(a) 年 月 日
 転学前の学校名 _____

((a)に該当する場合) 学校種別 (_____)

転学前に、通信制高校とサポート校・技能提携校の両方に在籍していた場合は、下記もご記入ください。

サポート校等の名称: _____ サポート校等の所在地(市区町村名): _____

- 休学 年 月 日 ~ 年 月 日
 退学 年 月 日
 経路変更(転居を伴わないもの) 1回目 年 月 日
 // 2回目 年 月 日

(2) 受けているまたは現在申請中の支援、補助制度があればにチェックしてください。

- ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金
 生活保護
 その他(_____)

(2)-2 (2)で支援・補助を受けた期間を記入してください。(申請中のものを含む)

(_____)

※(2)-2で記入した期間は、「高校生等通学定期券補助」が受けられません。

(3) 通信制高校に通学している場合は下記を確認のうえにチェックしてください。

月に12日以上通学するために購入した定期券について、補助の対象となります。
 (月12日以上通学しない月の定期券は、補助の対象となりません。)

- 上記について、確認しました

必ず記入してください。

[i] 4~8月：対象月、対象月数、補助対象経費合計

対象月(ア) 4月 5月 6月 7月 8月

対象月数(イ) _____ か月 (ア)の月数を記入してください。

補助対象経費合計(ウ) _____ 円 全ての定期券の補助対象経費(C)[i]の合計を記入してください。

[i]申請金額小計 _____ 円

・補助対象経費合計(ウ)から対象月数(イ)×@12,000円を差し引いた額の2分の1を記入してください(1円未満は切り捨て)。

[ii] 9~3月：補助対象経費合計

[ii]申請金額小計 _____ 円 全ての定期券の補助対象経費(C)[ii]の合計を記入してください。

申請金額

申請金額 _____ 円 [i]申請金額小計と[ii]申請金額小計の合計を記入してください。

※重複等の事由がある場合、審査により、申請時の金額から対象外となる経費を控除して補助金額を算出します。

対象期間中の全ての定期券について記載してください

対象となる定期券1枚ごとにこの用紙をご記入ください
 ご注意ください！ 定期券が2枚以上ある場合は、この用紙を定期券ごとに作成して提出してください

【定期券 枚目】

該当する項目にチェックの上、記入してください。

市内転居した場合		<input type="checkbox"/> 市内転居前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 市内転居後の経路にかかる定期券
転学した場合		<input type="checkbox"/> 転学前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 転学後の経路にかかる定期券
経路変更した場合	1回目	<input type="checkbox"/> 経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 経路変更後の経路にかかる定期券
	2回目	<input type="checkbox"/> 経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 経路変更後の経路にかかる定期券
紛失等によりこの定期券と重複する定期券がある場合		<input type="checkbox"/> 枚目と重複

利用 交通機関名	<input type="checkbox"/> 神戸市営地下鉄	<input type="checkbox"/> ポートライナー	<input type="checkbox"/> 六甲ライナー
	<input type="checkbox"/> JR西日本	<input type="checkbox"/> 阪神電車	<input type="checkbox"/> 阪急電鉄
	<input type="checkbox"/> 山陽電鉄	<input type="checkbox"/> 神戸電鉄	<input type="checkbox"/> 神戸高速鉄道
	<input type="checkbox"/> 神戸市バス	<input type="checkbox"/> 神姫バス	<input type="checkbox"/> 山陽バス
	<input type="checkbox"/> 神鉄バス	<input type="checkbox"/> 阪神バス	<input type="checkbox"/> 阪急バス
	<input type="checkbox"/> みなと観光バス	<input type="checkbox"/> 淡路ジェノバライン	
	<input type="checkbox"/> 連絡定期 ()		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	※スクールバスは対象外です		
	購入区間	~	
定期券券面 期間(A)	年 月 日	~	年 月 日
定期券券面 金額(B)	円		
補助対象経費 (C)	[i] 4~8月	円	[ii] 9~3月

・重複して定期券を購入されている場合は、重複分を差し引くため、補助対象経費が異なる場合があります。

注意

通学定期券の写真の提出を一部省略して申請する場合は必ずチェックしてください。
 チェックがない場合は、すべての定期券の写真を添付していただく必要があるため、
 有効期間が最も新しい通学定期券のみの提出では受付ができません。

- 有効期間が最も新しい通学定期券の写真のみ提出するため、この定期券の写真の提出は省略します
- ・市内転居、転学、経路変更はありません
 - ・通学定期券の購入区間ごとに、購入期間及び金額に変更はありません
 - ・提出を省略した通学定期券は申請期間の初日を含む年度の翌年度末日まで保存します

別表1 市内通学者にかかる補助対象経費の算出（第4条関係）

項	事由	補助対象経費の算出方法
1	購入の日と有効期間の終期の間に年度をまたぐ通学定期券を購入したとき	購入日の属する年度に当該補助金の交付を受けていないものに限り、有効期間の始期又は4月1日のいずれか遅い日から有効期間の終期までの期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額を補助対象経費とする。 また、18歳に達する日の属する年度にある対象高校生等は、当該補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までの期間に係る経費を補助対象経費とする。
2	生活保護法、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助制度その他の法令、補助制度等により通学定期券の購入に要する経費にかかる補助金等が交付されるとき	当該交付を受けた通学定期券は、当該交付の期間に係る経費を除いた額を補助対象経費とする。
3	対象高校生等が住民基本台帳法第22条に規定される転入をし、転入届を神戸市長に届け出たとき	転入をした日以降の期間に係る経費を補助対象経費とする。
4	対象高校生等が住民基本台帳法第24条に規定される転出届を神戸市長に届け出て、転出をしたとき	転出をした日の前日以前の期間に係る経費を補助対象経費とする。
5	対象高校生等が省令第90条（省令第179条により準用する場合を含む。）、第110条、第181条等に規定される入学をしたとき	入学をした日以降の期間に係る経費を補助対象経費とする。
6	対象高校生等が省令第94条（省令第113条及び第179条により準用する場合を含む。）、第181条等に規定される休学又は退学をしたとき	・休学をした日から休学を終え復学した日の前日までを除いた期間に係る経費を補助対象経費とする。 ・退学をした日までの期間に係る経費を補助対象経費とする。
7	対象高校生等が省令第96条（省令第113条による準用する場合を含む。）、第183条の2等に規定される高等学校等の全課程の修了をしたとき	修了した日までの期間に係る経費を補助対象経費とする。

8	対象高校生等が通信制の課程に在学するとき	当該補助金の交付を受けようとする通学定期券の有効期間にかかるすべての月において、在学する高等学校等へ 12 日以上通学する場合、その購入に係る経費を補助対象経費とする。
---	----------------------	--

- ・日割りにより求める。
- ・計算に関して 1 円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

別表2 市外通学者にかかる補助対象経費の算出（第4条関係）

項	事由	補助対象経費の算出方法
1	有効期間が年度をまたぐ通学定期券を購入したとき	4月1日から3月31日までの期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。
2	生活保護法、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助制度その他の法令、補助制度等により通学定期券の購入に要する経費にかかる補助金等が交付されるとき	当該交付を受ける月を除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。
3	対象高校生等が住民基本台帳法第22条に規定される転入をし、転入届を神戸市長に届け出たとき	転入をした日の属する月の翌月からを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、16歳に達する日の属する年度の4月末日までに転入及び入学をしたときは、その4月も算出対象期間に含める。
4	対象高校生等が住民基本台帳法第24条に規定される転出届を神戸市長に届け出て、転出をしたとき	転出をした日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、18歳に達する日の属する年度の3月1日以降に修了及び転出をしたときは、その3月も算出対象期間に含める。
5	対象高校生等が学校教育法施行規則（以下「省令」という。）第90条（省令第179条により準用する場合を含む。）、第110条、第181条等に規定される入学をしたとき	入学をした日の属する月の翌月からを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、16歳に達する日の属する年度の4月末日までに入学をしたときは、その4月も算出対象期間に含める。
6	対象高校生等が省令第94条（省令第113条及び第179条により準用する場合を含む。）、第181条等に規定される休学又は退学をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・休学をした日の属する月から休学を終え復学した日の属する月までを除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。 ・退学をした日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。

7	対象高校生等が省令第 96 条（省令第 113 条による準用する場合を含む。）、第 183 条の 2 等に規定される高等学校等の全課程の修了をしたとき	修了した日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、18 歳に達する日の属する年度の 3 月 1 日以降に修了したときは、その 3 月も算出対象期間に含める。
8	対象高校生等が省令第 92 条（省令第 113 条による準用する場合を含む。）等に規定される転学をしたとき	転学をした日の属する月を除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。
9	対象高校生等が通信制の課程に在学するとき	当該補助金の交付を受けようとする通学定期券の有効期間にかかるすべての月において、在学する高等学校等へ 12 日以上通学する場合、その購入に係る経費を補助対象経費とする。

・日割りにより求める。

・計算に関して 1 円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

神戸市長 宛

神戸市高校生等通学定期券補助金交付申請書

申請者（保護者）

住所	〒			
フリガナ				高校生等との続柄
名前				
生年月日	年	月	日	
電話番号				
メールアドレス				

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱第6条の規定に基づき、本書のとおり申請します。

申請にあたり、下記の6つの項目に同意・宣誓します。（申請書を提出した時点で、同意・宣誓したものとみなします。）

- 申請資格の確認のため、申請者及び対象となる高校生等に関する住民登録、ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金の受給状況、生活保護受給状況に関する記録を市が確認すること
- 市が高等学校等に内容確認を行うこと
- 福祉乗車証や特別支援教育就学奨励費等で、通学費にかかる支援を受けていないこと
- 利用交通機関に払い戻し情報の開示を求めること
- 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、全額を返還すること。また、市がその後の申請を受け付けないこと
- 1年間の通学定期を購入後、まとめて申請すること。また、市が交付決定後の追加申請を受け付けないこと

対象の高校生等

フリガナ				
名前	生年月日	年	月	日
学校名				
	通信制高校とサポート校・技能提携校の両方に在籍している場合は、下記もご記入ください。 サポート校等の名称： サポート校等の所在地（市区町村名）：			
学校種別 を選択し てください	<input type="checkbox"/>	①高等学校（全日制・定時制）		
	<input type="checkbox"/>	②高等学校（通信制）		
	<input type="checkbox"/>	③高等専門学校（第1学年～第3学年）		
	<input type="checkbox"/>	④中等教育学校（後期課程）		
	<input type="checkbox"/>	⑤専修学校（高等課程）		
	<input type="checkbox"/>	⑥外国人学校		
住所	保護者の住所と異なる場合に記入してください。 〒			

補助金振込先（申請者（保護者）の口座に限る）

金融機関名			銀行		支店・支所
口座種別	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	貯蓄	<input type="checkbox"/>	その他（	）
口座名義(カタカナ)			口座番号		

提出書類の確認（申請前に提出書類がそろっているか確認してください。）

- 高等学校等が対象高校生等に対して発行する学生証と、申請を行う定期券のうち通学定期券の購入区間ごとに有効期間が最も新しい定期券**
ただし、下記①または②に当てはまる場合は、対象期間の全ての定期券の添付が必要です。対象期間の全ての定期券を添付する場合は、学校が通学区間を確認した書類は必要ありません。
- ①転居・転学した場合や、通学経路を途中で変更した場合
②同じ交通機関・区間であっても、定期券の購入期間の種別（1・3・6か月・1年等）や定期券の金額に変更がある場合※
※学期定期利用の場合は、定期券の金額に変更がある場合となります。

【質問1】対象期間中の、対象となる高校生等の状況についてお答えください。

①転入・転出、市内転居、入学・修了(卒業)、転学・休学・退学、経路変更 ②他の制度で当該定期券の経費について、支援・補助を受けている ③通信制高校に通学 のいずれかに該当しますか？

(該当する項目にチェックしてください)

- 該当しない
 該当する (該当する にチェックした方は、(1)へ)

【質問2】質問1で該当するにチェックをした方のみお答えください。

(1) 以下の項目で該当するはありましたか？
 (該当する項目にチェックして、その時期を記入してください。)

- 神戸市への転入 年 月 日
 神戸市から転出 年 月 日
 神戸市内での転居 年 月 日

転居前の住所

- 入学 年 月 日 ※入学日は「入学式」の日ではありません。
 修了(卒業) 年 月 日 ※修了(卒業)は「卒業式」の日ではありません。
 転学(転入学・編入学)(a) 年 月 日

転学前の学校名

((a)に該当する場合) 学校種別 ()

転学前に、通信制高校とサポート校・技能提携校の両方に在籍していた場合は、下記もご記入ください。

サポート校等の名称: サポート校等の所在地(市区町村名):

- 休学 年 月 日 ~ 年 月 日
 退学 年 月 日
 経路変更(転居を伴わないもの) 1回目 年 月 日
 // 2回目 年 月 日

(2) 受けているまたは現在申請中の支援・補助制度があればにチェックしてください。

- ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金
 生活保護
 その他 ()

(2)-2 (2)で支援・補助を受けた期間を記入してください。(申請中のものを含む)

()

※(2)-2で記入した期間は、「高校生等通学定期券補助」が受けられません。

(3) 通信制高校に通学している場合は下記を確認のうえにチェックしてください。

月に12日以上通学するために購入した定期券について、補助の対象となります。
 (月12日以上通学しない月の定期券は、補助の対象となりません。)

- 上記について、確認しました

必ず記入してください。

申請金額

申請金額 円 全ての定期券の補助対象経費(C)の合計を記入してください。

※重複等の事由がある場合、審査により、申請時の金額から対象外となる経費を控除して補助金額を算出します。

対象期間中の全ての定期券について記載してください

対象となる定期券1枚ごとにこの用紙をご記入ください
 ご注意ください！ 定期券が2枚以上ある場合は、この用紙を定期券ごとに作成して提出してください

【定期券 枚目】

該当する項目にチェックの上、記入してください。

市内転居した場合		<input type="checkbox"/> 市内転居前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 市内転居後の経路にかかる定期券
転学した場合		<input type="checkbox"/> 転学前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 転学後の経路にかかる定期券
経路変更した場合	1回目	<input type="checkbox"/> 経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 経路変更後の経路にかかる定期券
	2回目	<input type="checkbox"/> 経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 経路変更後の経路にかかる定期券
紛失等によりこの定期券と重複する定期券がある場合		<input type="checkbox"/> 枚目と重複

利用 交通機関名	<input type="checkbox"/> 神戸市営地下鉄 <input type="checkbox"/> JR西日本 <input type="checkbox"/> 山陽電鉄 <input type="checkbox"/> 神戸市バス <input type="checkbox"/> 神鉄バス <input type="checkbox"/> みなと観光バス <input type="checkbox"/> 連絡定期 () <input type="checkbox"/> その他 () ※スクールバスは対象外です	<input type="checkbox"/> ポートライナー <input type="checkbox"/> 阪神電車 <input type="checkbox"/> 神戸電鉄 <input type="checkbox"/> 神姫バス <input type="checkbox"/> 阪神バス <input type="checkbox"/> 淡路ジェノバライン	<input type="checkbox"/> 六甲ライナー <input type="checkbox"/> 阪急電鉄 <input type="checkbox"/> 神戸高速鉄道 <input type="checkbox"/> 山陽バス <input type="checkbox"/> 阪急バス
購入区間	~		
定期券券面 期間(A)	年 月 日	~	年 月 日
定期券券面 金額(B)	円		
補助対象経費 (C)	円		

・重複して定期券を購入されている場合は、重複分を差し引くため、補助対象経費が異なる場合があります。

注意

通学定期券の写真の提出を一部省略して申請する場合は必ずチェックしてください。
 チェックがない場合は、すべての定期券の写真を添付していただく必要があるため、有効期間が最も新しい通学定期券のみの提出では受付ができません。

- 有効期間が最も新しい通学定期券の写真のみ提出するため、この定期券の写真の提出は省略します
- ・市内転居、転学、経路変更はありません
 - ・通学定期券の購入区間ごとに、購入期間及び金額に変更はありません
 - ・提出を省略した通学定期券は申請期間の初日を含む年度の翌年度末日まで保存します

神戸市長 宛

神戸市高校生等通学定期券補助金交付申請書

申請者（保護者）

住 所	〒		
フリガナ			高校生等との続柄
名 前			
生年月日	年	月	日
電話番号			
メールアドレス			

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱第6条の規定に基づき、本書のとおり申請します。

申請にあたり、下記の6つの項目に同意・宣誓します。（申請書を提出した時点で、同意・宣誓したものとみなします。）

- 申請資格の確認のため、申請者及び対象となる高校生等に関する住民登録、ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金の受給状況、生活保護受給状況に関する記録を市が確認すること
- 市が高等学校等に内容確認を行うこと
- 福祉乗車証や特別支援教育就学奨励費等で、通学費にかかる支援を受けていないこと
- 利用交通機関に払い戻し情報の開示を求めること
- 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、全額を返還すること。また、市がその後の申請を受け付けないこと
- 1年間の通学定期を購入後、まとめて申請すること。また、市が交付決定後の追加申請を受け付けないこと

対象の高校生等

フリガナ			
名 前	生年月日	年	月 日
学 校 名	通信制高校とサポート校・技能提携校の両方に在籍している場合は、下記もご記入ください。 サポート校等の名称： サポート校等の所在地（市区町村名）：		
学校種別 を選択し てください	<input type="checkbox"/> ①高等学校（全日制・定時制） <input type="checkbox"/> ②高等学校（通信制） <input type="checkbox"/> ③高等専門学校（第1学年～第3学年） <input type="checkbox"/> ④中等教育学校（後期課程） <input type="checkbox"/> ⑤専修学校（高等課程） <input type="checkbox"/> ⑥外国人学校		
住 所	保護者の住所と異なる場合に記入してください。 〒		

補助金振込先（申請者（保護者）の口座に限る）

金融機関名			銀行		支店・支所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> その他（	）
口座名義(カタカナ)			口座番号		

提出書類の確認（申請前に提出書類がそろっているか確認してください。）

- 高等学校等が対象高校生等に対して発行する学生証と、申請を行う定期券のうち通学定期券の購入区間ごとに有効期間が最も新しい定期券**
 ただし、下記①または②に当てはまる場合は、対象期間の全ての定期券の添付が必要です。対象期間の全ての定期券を添付する場合は、学校が通学区間を確認した書類は必要ありません。
- ①転居・転学した場合や、通学経路を途中で変更した場合
 ②同じ交通機関・区間であっても、定期券の購入期間の種別（1・3・6か月・1年等）や定期券の金額に変更がある場合※
 ※学期定期利用の場合は、定期券の金額に変更がある場合となります。

【質問1】対象期間中の、対象となる高校生等の状況についてお答えください。

①転入・転出、市内転居、入学・修了(卒業)、転学・休学・退学、経路変更 ②他の制度で当該定期券の経費について、支援・補助を受けている ③通信制高校に通学 のいずれかに該当しますか？

(該当する項目にチェックしてください)

- 該当しない
 該当する (該当する にチェックした方は、(1)へ)

【質問2】質問1で該当するにチェックをした方のみお答えください。

(1) 以下の項目で該当するはありましたか？
 (該当する項目にチェックして、その時期を記入してください。)

- 神戸市への転入 年 月 日
 神戸市から転出 年 月 日
 神戸市内での転居 年 月 日
 転居前の住所 _____
 入学 年 月 日 ※入学日は「入学式」の日ではありません。
 修了(卒業) 年 月 日 ※修了(卒業)は「卒業式」の日ではありません。
 転学(転入学・編入学)(a) 年 月 日
 転学前の学校名 _____

((a)に該当する場合) 学校種別 (_____)

転学前に、通信制高校とサポート校・技能提携校の両方に在籍していた場合は、下記をご記入ください。

サポート校等の名称: _____ サポート校等の所在地(市区町村名): _____

- 休学 年 月 日 ~ 年 月 日
 退学 年 月 日
 経路変更(転居を伴わないもの) 1回目 年 月 日
 // 2回目 年 月 日

(2) 受けているまたは現在申請中の支援、補助制度があればにチェックしてください。

- ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金
 生活保護
 その他 (_____)

(2)-2 (2)で支援・補助を受けた期間を記入してください。(申請中のものを含む)

(_____)

※(2)-2で記入した期間にかかる月は、「高校生等通学定期券補助」が受けられません。

(3) 通信制高校に通学している場合は下記を確認のうえにチェックしてください。

月に12日以上通学するために購入した定期券について、補助の対象となります。
 (月12日以上通学しない月の定期券は、補助の対象となりません。)

- 上記について、確認しました

必ず記入してください。

対象月、対象月数、補助対象経費合計

対象月(ア) 4月 5月 6月 7月
 8月 9月 10月 11月
 12月 1月 2月 3月

対象月数(イ) _____ か月 (ア)の月数を記入してください。

補助対象経費合計(ウ) _____ 円 全ての定期券の補助対象経費(C)の合計を記入してください。

申請金額

申請金額 _____ 円 補助対象経費合計(ウ)から対象月数(イ)×@12,000円を差し引いた額の2分の1を記入してください(1円未満は切り捨て)。

※重複等の事由がある場合、審査により、申請時の金額から対象外となる経費を控除して補助金額を算出します。

対象期間中の全ての定期券について記載してください

対象となる定期券1枚ごとにこの用紙をご記入ください
 ご注意ください！ 定期券が2枚以上ある場合は、この用紙を定期券ごとに作成して提出してください

【定期券 枚目】

該当する項目にチェックの上、記入してください。

市内転居した場合	<input type="checkbox"/>	市内転居前の経路にかかる定期券	
	<input type="checkbox"/>	市内転居後の経路にかかる定期券	
転学した場合	<input type="checkbox"/>	転学前の経路にかかる定期券	
	<input type="checkbox"/>	転学後の経路にかかる定期券	
経路変更した場合	1回目	<input type="checkbox"/>	経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/>	経路変更後の経路にかかる定期券
	2回目	<input type="checkbox"/>	経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/>	経路変更後の経路にかかる定期券
紛失等によりこの定期券と重複する定期券がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> 枚目と重複	

利用 交通機関名	<input type="checkbox"/> 神戸市営地下鉄 <input type="checkbox"/> JR西日本 <input type="checkbox"/> 山陽電鉄 <input type="checkbox"/> 神戸市バス <input type="checkbox"/> 神鉄バス <input type="checkbox"/> みなと観光バス <input type="checkbox"/> 連絡定期 (<input type="text"/>) <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>) ※スクールバスは対象外です	<input type="checkbox"/> ポートライナー <input type="checkbox"/> 阪神電車 <input type="checkbox"/> 神戸電鉄 <input type="checkbox"/> 神姫バス <input type="checkbox"/> 阪神バス <input type="checkbox"/> 淡路ジェノバライン	<input type="checkbox"/> 六甲ライナー <input type="checkbox"/> 阪急電鉄 <input type="checkbox"/> 神戸高速鉄道 <input type="checkbox"/> 山陽バス <input type="checkbox"/> 阪急バス		
購入区間	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>		
定期券券面 期間(A)	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 日 ~ <input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 日
定期券券面 金額(B)	<input type="text"/>		円		
補助対象経費 (C)	<input type="text"/>		円		

・重複して定期券を購入されている場合は、重複分を差し引くため、補助対象経費が異なる場合があります。

注意

通学定期券の写真の提出を一部省略して申請する場合は必ずチェックしてください。
 チェックがない場合は、すべての定期券の写真を添付していただく必要があるため、有効期間が最も新しい通学定期券のみの提出では**受付ができません**。

- 有効期間が最も新しい通学定期券の写真のみ提出するため、この定期券の写真の提出は省略します
- ・市内転居、転学、経路変更はありません
 - ・通学定期券の購入区間ごとに、購入期間及び金額に変更はありません
 - ・提出を省略した通学定期券は申請期間の初日を含む年度の翌年度末日まで保存します

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付で申請のあった神戸市高校生等通学定期券補助金については、次のおり交付することに決定したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のおり通知します。

記

1. 補助金交付決定額	円
2. 対象高校生等の名前	
3. 交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・本通知の決定を受けた後において、要綱第10条第1項の申出事由が生じた場合は、補助金返還事由申出書により市長に申し出ること。・要綱第10条第2号又は第11条第2項に規定する補助金の返還が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。・上記のほか、神戸市補助金等の交付に関する規則及び要綱に従うこと。

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付で申請のあった神戸市高校生等通学定期券補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 対象高校生等の名前	
2. 不交付とした理由	

補助金交付申請取下届出書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	〒 -
申請者名	
対象高校生等の名 前	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった神戸市高校生等通学定

期券補助金について、神戸市補助金等の交付に関する規則第9条の規定に基づき、補助金交付申請を取下げたいので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき届け出ます。

取下げの理由	
--------	--

補助金返還請求通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付の神戸市高校生等通学定期券補助金にかかる返還事由の申し出を受け、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の返還請求について通知します。

記

1. 対象高校生等の名前		
2. 補助金等の額	当初交付決定額	円
	申出後交付決定額	円
	差引交付決定額	円
	補助金返還請求額	円
3. 交付の条件	・ ・本表に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第3項「交付の条件」のとおりとする。	

補助金等交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市高校生等通学定期券補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 対象高校生等の名前	
2. 補助金等の額	円
3. 取消しの理由	